

## 第8回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成19年5月22日(火)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

荒井秀太郎委員，有富正剛委員，小川サチ子委員，片山俊雄委員，坂田正己委員，高木美智子委員，田口由紀男委員，角田信恵委員，畑良平委員，鱈部昌子委員

#### (事務担当者)

山田事務局長，市村首席家裁調査官，高橋首席書記官，朝倉事務局次長，山田次席家裁調査官，矢野訟廷管理官，浅野総務課長，悴山家裁調査官，鈴木家裁調査官，黒川家裁調査官，西田家裁調査官

### 4 議 事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 委員交代報告，委員長代理の指名及び新任委員のあいさつ

#### (3) 裁判所からの説明

##### ア 家裁調査官の役割等について

家裁調査官は，人間関係諸科学を専門とする官職であり，家庭裁判所における後見的機能，福祉的機能，科学的機能，教育的機能を担っている。

家裁調査官は，成年後見事件や，親権者変更や養育費等の事件について調査を行うだけでなく，調停事件について，申立ての趣旨が明らかでない場合などには事前調査を行ったり，子どもを巡って対立しているケースでは調停期日に出席するほか，子どもの監護状況や子どもの意向調査を行うために期日間の調査・調整にも当たっている。

子どもを巡って対立しているケースは，数年前から多くなっている。

イ これから実施する模擬調査の事件概要について

申立人（妻）と相手方（夫）は、職場の先輩後輩として知り合い、同棲生活をスタートさせた。申立人が妊娠したことから挙式し、申立人は結婚後すぐに会社を退職し、その翌年に長男を出産した。

長男が1歳になるころから相手方の優しさが失われ、夜遅くまで酒を飲んで帰ることが多くなった。結婚3年目には長女が生まれたが、相手方の帰りは遅くなるばかりであった。

さらにその3年後、申立人は相手方の携帯電話に女性からのメールを見つけて追及したところ、相手方は女性との交際を認めて開き直り、大喧嘩の拳げ句、相手方は長男を連れて家を出てしまった。その後、相手方は長男を自分の両親に任せ、その女性との同棲を続けている。

申立人は、相手方とやり直したかったし、長男を返してもらいたかったが、相手方は話し合いに応じようとしなかった。そこで、申立人は弁護士に相談し、弁護士が相手方と連絡を取った結果、当分の間は別居することとなり、相手方は生活費として月15万円を申立人に支払うことを約束した。

申立人はその頃からパート店員として働き始めたが、それを知った相手方は生活費を渡さなくなった。申立人は何度も生活費の支払を求めたが、相手方は取り合わず、長男にも2回会わせてくれたただけであった。

こうした経緯から、申立人は相手方との離婚を決意し、離婚調停を申し立てた。

(4) 模擬調査の実施

調査を受ける申立人と相手方、調査を行う家裁調査官の役を、いずれも現職の家裁調査官が演じて実施した。

ア これまでに2回の調停期日が実施され、その約2週間後に家裁調査官による面接調査が行われたとの場面設定で模擬調査が始められた。

イ 家裁調査官は、まず第1日目に申立人に対する面接調査を行い、申立人の

心情を受容することに努めると同時に、別居に至る経緯を筋道立てて聴いていった。これにより、夫婦不和の原因や子の養育状況がある程度明らかになるとともに、申立人に婚姻生活を振り返らせ、不和になった原因を考えさせる中で、申立人も相手方の視点で物事を考えられるようになっていった。

その翌日、家裁調査官は、相手方に対する面接調査を行った。相手方は当初、「訴えられた」との被害的な思いを抱いていた。しかし、家裁調査官が、ひたすら相手方の言い分を聴き、親として子に何ができるかを考えて欲しいとの姿勢で面接に臨んだことから、相手方の対応も変化していき、申立人と長男との面接にも応じるに至った。

ウ その後、家裁調査官は、双方を家庭訪問し、長男と長女の生活状況を調査するとともに、相手方の両親にも面接をした。

エ 申立人と長男との面接日には、申立人は、50分の間、用意してきたお弁当を長男と一緒に食べたり、話をしたり、遊んだりして過ごした。面接の後に家裁調査官は、申立人と相手方双方に対して短い面接調査を行い、それぞれの思いを聴いたが、双方ともに言葉数は少なく、自分たちが子どもにストレスを与えていることを感じている様子であった。

オ その後に開かれた第3回調停期日で、家裁調査官による調査結果の報告を受けた調停委員から、親権者を母親としてはどうかとの調停案が示されたが、相手方は、両親とも相談したいと述べて即答を避けた。

このため、その1か月後に第4回調停期日が指定され、同期日において離婚と親権者を母とする旨の調停が成立した。

(5) 調査室の見学

(6) 意見交換

テーマ「家事事件における家裁調査官の役割について」

委員から出された意見等は別紙のとおり(○は委員、△は事務担当者)

(7) 次回の意見交換のテーマについて

「少年事件における被害者への配慮について」

( 8 ) 次回期日

平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日 ( 火 ) 午後 1 時 3 0 分

( 9 ) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

### 岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

模擬調査の事案では、夫が妻を「あいつ」と呼び、妻が夫を「主人」と呼んでいたのが印象的だった。これが実際の事件だとすれば、そうした主従のような夫婦関係に疑問を持たなかったことも、離婚につながった原因の1つなのではないだろうか。

模擬調査の事案では、夫婦が離婚せずに、一緒に子どもを養育することもできたのではないだろうか。両親が離婚している子どもが虐待を受けたり不登校となるケースもある中で、もう少し両親の歩み寄りによる円満な解決を期待したかった。

現代の核家族時代において、子どもが未熟児で生まれた妻は子育てに一生懸命な中で、当然、夫にも協力を求めたい気持ちを強く持ち、時には不満を感じることもあるだろう。このような状況で、夫婦が離婚に至るまでに、保健所などの様々な機関がサポートに入ることが必要だと感じた。

裁判所としても、離婚によって子どもが受ける心の傷を考慮し、円満な解決に向けた働きかけを行う例が少なくない。ただし、今回の模擬調査では、両親による子どもの奪い合いの中で、親権者を決めるまでのプロセスに家裁調査官がどのように関わっているかに焦点を当ててシナリオを作成したものであることを御理解いただきたい。

この調停で、裁判所が当事者を離婚させようと考えた決め手は、どのような点にあったのか。

離婚調停においては、最終的に離婚するかどうかを決めるのは本人同士の決心によることになる。裁判所としては、円満な解決方法が見つかりそうであれば、引き続き調停期日における話し合いを続けることになるが、調停期日では、あくまで本人同士の決心を尊重しつつ、その後のお互いの生活状況をも見据えた結論

に導くよう助言している。

当事者の裁判所に対する姿勢として、申立人と相手方とでは立場的にどのような違いが現れるのか。

一般論としては、やはり相手方は「裁判所に来させられた」という思いもあって、解決に向けた意欲が低いように思われる。特に離婚調停では、妻からの申立てが多いため、夫は不満を持ちがちであり、調停委員も相手方に気を遣って調停を進めていくことが多い。

今回は、調停期日を2回重ねた後に家裁調査官が調査に入ったという設定であるが、これは平均的なケースと考えてよいのか。

家裁調査官が調査に入ると一般的に調停は若干長引くこととなるが、今回のシナリオでは、家裁調査官が入ったケースとしてはスムーズに進んだ場合と言えるだろう。もっとも家裁調査官が調査に入ると調停が長引くとは言っても、概ね5回くらいで調停の成否が決まるケースが多いと思われる。実際にはすべての離婚調停に家裁調査官が入るわけではない。

家事調停においては、どのような場合に家裁調査官による調査を活用することになっているのか。

申立書の受付時に家裁調査官が事件記録を精査して、調査官による調査や調査官の期日出頭の要否について裁判官に意見具申しているが、調停の進んでいく過程においてどのように家裁調査官を活用すべきかが課題であると感じている。

家裁調査官の役割について裁判官としての考えを申し上げますと、先ほど委員の意見にあったように、裁判所以外にも様々な紛争解決機関があるが、その中で、裁判所を利用しようとする人は、裁判所で法的に解決することを期待していることが多いと考えられる。ところが、家庭裁判所の取り扱う事件は、世の中の価値観が多様化する中で何が法的基準であるかさえ必ずしも明確でない場合が多い。また、法が家庭内紛争に入り込みにくいという本来的な性質を持っていることも相まって、そうした状況が子どもへの虐待問題などとして顕在化しているように

思われる。そのような中で、家庭裁判所が当事者の期待に応えるためには、裁判官による法的判断だけではなく、家裁調査官による調査・調整が重要な役割を有すると考えている。

マスコミ等では、子どもへの虐待やDV（配偶者からの暴力）が取り上げられることが多いが、潜在化して表に出てこない問題として、高齢者に対する虐待がある。現在、国も予算を付けて、市町村が責任を持つことになっているが、なかなか行き届かない実情にあり、県が弁護士会に研修の実施を申し入れている。高齢者の虐待についても、家裁調査官調査の対象として念頭に置いていただきたいと思う。

高齢者への虐待は数の上では目立たないが、確かに存在している。後見開始の事件、扶養事件というところで高齢者虐待が伺われるようなケースも裁判所として認識しているところである。

家裁調査官は、研修で臨床心理学や家族社会学なども勉強しているとのことだが、離婚調停を申し立てた夫婦が復縁する兆しが見える場合に、両親などの関係者を入れて解決を図るといような工夫は考えられないのか。

つい先程、当裁判所で成立した離婚調停事件では、夫婦が円満にやり直すということで調停が成立した。調停委員会としても非常に嬉しいケースだが、そうしたケースはあまり多くはない。ただし、今回の模擬調査のケースでは、双方が離婚には同意しており、子どもの親権についてのみ争っている事例である。当事者の関係者を関与させるかどうかはケースバイケースであり、夫婦の親を調停に同席させるかどうかは調停委員会の判断によることになる。しかし、私の経験上、親を入れた場合には、往々にしてまとまるものもまとまらないといった結果が多いように思われる。

家裁調査官が調査に入るタイミングを適切にはかるのは難しいことだと思われるが、調停委員との連携というか、横のつながりはあるのか。

御指摘のとおり、調停事件においてタイミング良く家裁調査官が調停に関与す

るといふことは、とても大切なことだと考へている。最近では、こゝういふ場合に家裁調査官を呼んでくださいよといふよゝうな具体的な事例を記したシートを調停委員に配布して、家裁調査官が適時に関与できるよゝう配慮されているが、今後ともさらに工夫を重ねていく必要があると考へている。